

中運交企第151号
令和5年3月10日

津市地域公共交通活性化協議会
会長 松本 幸正 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL: 052-952-8006

自治体・協議会名	津市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・市内を運行する地域間幹線系統について関係市と連携した利用促進啓発の実施を評価します。
- ・路線再編後のルートについて、数値目標を定め乗降調査に基づき1便あたりの乗車数を評価するとともに、地域からの要望を受け、運行の見直しを行うなど、地域と協議した公共交通の維持確保の取組を評価します。

期待する取組

- ・運行目標値未達成のルートにおいて、達成状況に応じて実施する事業により、運行目標の達成に向けた利用促進や運行維持基準値の達成に向けた事業の検討を実施されることを期待します。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、引き続き、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。

生活交通確保維持改善計画

策定日 令和 5 年 5 月 〇〇 日

(名称) 津市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

津市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(市の概況)

三重県の県庁所在地である津市は、平成 18 年 1 月 1 日に 10 市町村の合併により誕生し、県内で最も広大な面積 (711.18 km²) を有している。また、津市は県の中心部に位置し、北は鈴鹿市及び亀山市、西は名張市及び伊賀市並びに奈良県、南は松阪市と接しており、東は伊勢湾を臨んでいる。東部には伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 30～50 m の丘陵地や台地、西境沿いには 700～800 m の山々が連なり、多様な自然を形成している。

津市では、公共交通網を主に鉄道、海上交通、バス交通により形成している。鉄道については、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、JR 紀勢本線、JR 名松線、伊勢鉄道があり、市内のみならず、名古屋圏及び大阪圏並びに伊勢方面への移動が可能となっている。

海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ高速船が、運航されている。

バス交通については、津地域、久居地域を中心に一般路線バスが運行されているほか、北部地域、南部地域、北西部 (芸濃、安濃) 地域及び南西部地域 (美里、一志、白山、美杉) 地域を運行の単位として津市コミュニティバスが運行されている。

津市コミュニティバスは、一般路線バスのサービスを楽しむことができない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応する。このため、地域公共交通確保維持事業により、以下の地域を運行する津市コミュニティバス路線を確保・維持する必要がある。

【北部地域】 （河芸地域、津地域北部）

当該地域には、千里ヶ丘団地と近鉄千里駅をつなぐ一般路線バスの津太陽の街線及び豊野団地と津駅をつなぐ豊野団地線（自主運行バス）が運行されているものの、ほとんどの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、商業施設や医療機関が集積する千里ヶ丘地区、白塚地区及び一身田地区と各集落をつなぐほか、鉄道等により継ぐことにより、三重大学医学部附属病院といった、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で、欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南部地域】 （久居地域、津地域南部・西部）

当該地域には、近鉄久居駅を中心として一般路線バスが運行されているものの、郊外、特に山間部においては、利用が困難となっている地区があることから高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

三重中央医療センターなどの医療機関及び商業施設が集積する久居インターガーデンについては、駅周辺からの一般路線バスはあるものの、郊外から乗り入れているものがなく、津市コミュニティバスによって郊外からこれらの施設を直接利用することが可能となっている。

このほか、一般路線バスで対応できない片田地区及び雲出地区から久居地域の商業施設及び医療機関への移動及び久居地域から津地域南部の大型商業施設への移動について、津市コミュニティバスにて対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは一般路線バスで対応できない移動需要に対応する重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【北西部（芸濃）地域】

当該地域には、芸濃地域の椋本地区と津駅や三重会館をつなぐ一般路線バスの椋本線及び芸濃地域の安西地区及び雲林院地区と津駅や三重会館をつなぐ安濃線が運行しているほか、椋本地区と亀山駅をつなぐ亀山椋本線（自主運行バス）が運行されているものの、椋本地区並びに安西地区及び雲林院地

区を除いた地区、特に山間部において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、医療機関及び商業施設が集積している棕本地区と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、三重大学医学部附属病院といった、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【北西部（安濃）地域】

当該地域には、地域南部と近鉄津新町駅や津駅をつなぐ一般路線バスの安濃線及び穴倉線が運行されているものの、ほとんどの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、安濃地域内の医療機関及び商業施設並びに芸濃地域の商業施設と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（美里）地域】

当該地域には、主要道路において、近鉄津新町駅や津駅につながる一般路線バスの長野線及び穴倉線が運行されているほか、榊原地区と近鉄久居駅をつなぐ榊原線が運行されているものの、前者は、当該道路の沿線にない多くの集落、特に山間部において利用が困難となっており、後者は榊原地区の全域をカバーしていないことから、高齢者等の移動手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは地域内の医療機関や温泉施設と各集落をつなぐほか、地域内にスーパーマーケットがない当該地域において、一般路線バスに乗り継ぐことにより、津地域や久居地域の商業施設への移動を可能にするため、地域住民にとって欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段

であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（一志）地域】

当該地域には、主要道路において、近鉄久居駅につながる一般路線バスの波瀬線及び高野団地線（自主運行バス）が運行されているものの、当該道路の沿線にない多くの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、一志総合支所周辺に集中しているスーパーマーケットなどの商業施設及び医療機関と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、三重中央医療センターといった、より高度な医療機関や近鉄久居駅への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、川合地区から松阪市嬉野地域の中心部の商業施設や医療機関への移動需要についても、津市コミュニティバスにて対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（白山）地域】

当該地域には近鉄大阪線やJR名松線の駅があり、これらの駅から地域外への広域的な移動は可能となっているが、地域内のほとんどの集落において利用可能な公共交通がないことから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、主に一般路線バスが廃止になった区間を運行しており、地域内の医療機関及び商業施設と各集落をつなぐほか、近鉄榊原温泉口駅にて近鉄大阪線に乗り継ぐことにより、広域的な移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、白山高校と近鉄榊原温泉口駅をつなぐことで、高校生の通学需要にも対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部（美杉）地域】

当該地域の人口は大幅な減少傾向にあり、市内において最も高齢化率が高い。地域内には当該地域と白山地域及び一志地域並びに松阪市とをつなぐＪＲ名松線の駅がある他、太郎生地区と名張市をつなぐ一般路線バス奥津線が運行されているものの、地域内のほとんどの集落において利用可能な公共交通がないことから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、主に一般路線バスが廃止になった区間を運行しており、津市家庭医療クリニック及び県立一志病院等の医療機関や、白山地域の商業施設と各集落をつなぐほか、ＪＲ名松線に乗り継ぐことにより、広域的な移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、当該地域は桜や紅葉といった観光資源が豊富であり、季節毎のイベントの際には、観光客の移動需要があるため、各季節限定の運行を実施することで津市コミュニティバスが当該需要に対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

津市コミュニティバスは、運行地域により主として買い物や通院等に利用されるルートもあれば、通勤通学や観光需要への対応を行っているルートもあり、利用実態が大きく異なる。

また、運行実績に基づき、今後の取組を検討する場合についても、さらに利用を促進し地域交通として定着を図るべきルートから、運行規模の縮小や運行形態の見直しを必要とするルートまで、ルート毎に効果的な取組も大きく異なる。

このため、数値目標については、段階的に評価できるよう以下の２つの指標を設定する。

※次期再編時（令和７年度）までは当該目標を基に評価を実施する。

① 運行目標値

現行のルートを、より多くの方に利用いただき、地域交通の１つとして定着させるために、運行目標値として１便当たりの利用者数を３．５人と定める。

これは、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少したが、利用促進により、まずは減少した利用者を取り戻すことを目標とし、下記のとおり算出した。

コミュニティバス 利用者数	令和元年度 (コロナなし)	令和2年度 (コロナあり)	令和元年度 上半期 (コロナなし)	令和2年度 上半期 (コロナあり)	令和3年度 上半期 (コロナあり) (再編後)
	94,452	76,976	47,250	42,697	29,415

$$\begin{array}{ccc} \text{令和元年度利用者数} & & \text{新ルート年間運行便数} \\ 94,452 \text{人} & \div & \text{約}27,000 \text{便} \\ & & \text{=} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccc} & & \text{1便当たり利用者数} \\ & & 3.5 \text{人} \end{array}$$

【運行目標値】

3.5人/便

② 運行維持基準値

現行のルートを維持する上で達成すべき指標として、運行維持基準値を1便当たりの利用者数を2.0人と定める。

津市コミュニティバスの多くのルートは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けており、運行の維持には当該補助金の活用が必須となっている。このため、指標の設定については当該補助における補助対象基準を参考とし設定する。

(2) 事業の効果

津市コミュニティバス路線は、主に一般路線バス等が運行していない地区や中山間部に位置する地区で運行しており、これらの地区における学生や高齢者等の移動制約者の生活を支える移動手段として重要である。移動需要を把握し、各地域の津市コミュニティバスを維持・改善することにより、これら移動制約者の移動手段の確保及び高齢者等の社会参加の確保や生きがいの創出等の効果があり、更には地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 数値目標の達成状況に応じて実施する事業

① 運行目標値を達成

【1便当たり利用者数 3.5人以上】

地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続する。(津市)

② 運行維持基準値を達成、運行目標値を未達成

【1 便当たり利用者数 2. 0人以上 3. 5人未満】

運行目標値の達成に向け、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。(津市)

③ 運行維持基準値を未達成

【1 便当たり利用者数 1. 0人以上 2. 0人未満】

地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に合わせて、運行維持基準値の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。(津市)

【1 便当たり利用者数 1. 0人未満】

地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割及び定時定路線型のコミュニティバスの運行がふさわしいかについて協議し、運行維持基準値の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しや地域の需要に見合った新たな公共交通の導入について検討する。(津市)

※1 上記の区分によらず、各ルートがより良いものとなるよう地域の意見等を取り入れながら、適宜、細やかな運行の見直しを実施する。

※2 運行維持基準値の達成が新たな公共交通の導入の検討をさまたげるものではない。

(2) 数値目標の達成状況に関わらず実施する事業

○ 津市コミュニティバスの運行変更 (津市)

さらなる利便性の向上のため、地域からの意見や利用実態に応じて、適宜津市コミュニティバスの運行を変更する。

※これまでの運行変更については、「別紙1」のとおり

○ 鉄道や幹線に合わせたダイヤ設定 (津市)

主要な駅や停留所での接続に合わせ、随時ダイヤを見直していく。

○ 地域公共交通あり方検討会の開催

各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共あり方検討会」を各地域で開催し、各地域の様々な要望や意見等を協議する。

○ 津市コミュニティバス運行変更に伴う周知 (津市)

路線図、時刻表及び乗継案内をまとめた利用促進チラシを沿線各戸

に配布するとともに津市ホームページにて路線図、時刻表の情報を掲載する。

- 市広報紙（広報津）での意識啓発PR（津市）
バスの日に合わせ、利用啓発の記事を掲載する。
3月のダイヤ改正に合わせ、注意喚起の記事を掲載する。
その他、利用促進の記事を掲載する。
※これまでの記事については、「別紙2」のとおり
- 『わたしの時刻表』の発行（津市）
鉄道やバスなどを利用して外出される方を対象に、目的地までの乗継や発着時刻などをまとめた『わたしの時刻表』を発行する。
- 再編により新たに乗り入れたがまだコミュニティバスの存在が認知されていない地区に対し、該当地区からコミュニティバスを利用していける商業施設や医療機関までの案内を具体的なダイヤとともにチラシとして配布し、再度周知する。
※利用促進チラシは、「別紙3」のとおり
- G T F S データの整備
G o o g l e マップ等の経路検索サイトで、簡単に経路検索ができるように、データ整備を行い、一般公開するとともに、変更時には関係機関と連携し、情報提供を行うことで、反映漏れがないようにする。
- 津市高齢者外出支援事業（津市）
市内に住所を有する 65 歳以上の方を対象に、三重交通（株）の IC カード『エミカ』を活用した『シルバーエミカ』を無償交付し、毎年度 2,000 円分のポイントを上限として乗車ポイントを付与する。また、提示により津市コミュニティバスの運賃を無料とする。
※シルバーエミカの利用状況は「別紙4」のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付のほか、関係資料についても合わせて添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

津市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

補助対象事業者	運行地域
津市	北部地域
	南部地域のうち 「久居西循環ルート」
	北西部（芸濃）地域
	北西部（安濃）地域
三重交通株式会社	南部地域のうち 「久居北・片田・高茶屋ルート」、 「久居南・雲出ルート」
	南西部（美里）地域
	南西部（白山）地域のうち 「八対野・大三ルート」
	南西部（美杉）地域のうち 「美杉東ルート」、「美杉西ルート」
嬉野タクシー有限会社	南西部（一志）地域

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定状況

該当なし（法定協議会が補助対象事業者となる場合に記載が必要な項目）

8. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付

10. 協議会の開催状況と主な議論

（令和4年度津市地域公共交通活性化協議会）

第1回協議会 令和4年5月13日開催

- ・会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について
- ・津市地域公共交通活性化協議会の目的と位置付けについて
- ・令和3年度事業報告及び収支決算報告について

- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について

第2回協議会 令和4年7月26日開催

- ・第2次津市地域公共交通網形成計画に掲げる事業の令和3年度実績に対する評価等について
- ・一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業の令和3年度実績に対する評価等について
- ・コミュニティバスの運行変更について

第3回協議会 令和4年12月26日開催

- ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・令和4年度歳出予算に係る予算の流用について
- ・安全対策が必要なバス停留所に対する安全性確保対策の実施状況等について

第4回協議会 令和5年3月14日開催

- ・津市コミュニティバスの運行変更について
- ・令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について

（令和5年度津市地域公共交通活性化協議会）

第1回協議会 令和5年5月17日開催

- ・令和4年度事業報告及び収支決算報告について
- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・自家用有償旅客運送事業の登録更新について
- ・津市コミュニティバスの運行変更について

1.1. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が5人含まれているほか、法定協議会とは別に、各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催しており、各地域の様々な要望や意見等を協議し、必要に応じた運行変更等を行っている。

令和5年度事業（令和4年10月から令和5年9月末）は、美里地域のコミュニティバスの運行変更を実施した。

【南西部（美里）地域】

- ・停留所の移設並びに廃止及び運行路線の廃止

また、協議会で「市内に観光にみえた方に対して、コミュニティバス等の公共交通を用いた観光モデルコースの情報発信をしてはどうか」との意見があったことから、津市観光協会と連携し、三重交通路線バスやコミュニティ

バスを活用した観光ルートについて、観光協会のホームページに掲載していただいた。

12. 協議会メンバーの構成員

別添「令和5年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿」のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 津市西丸之内 23 番 1 号

(所 属) 津市都市計画部交通政策課

(氏 名) 一見 沙也香

(電 話) 059-229-3289

(E-mail) 229-3289@city.tsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
津市 (R5.10.1 ～ R6.9.30)	津市	(1) 河芸循環ルート(1)	河芸総合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅	河芸総合支所	往24.6km 循環	103日	721回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(2) 河芸循環ルート(2)	河芸総合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅、 千里ヶ丘公民館	河芸総合支所	往26.6km 循環	51日	357回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(3) 河芸南・一身田・白塚循環ルート(3)	河芸総合支所	白塚駅西、 近鉄豊津上野駅、 北部市民センター前	河芸総合支所	往22.2km 循環	154日	1232回		路線定期運行	①	「北部市民センター前」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(4) 久居西循環ルート(4)	久居総合支所前	榑原口	久居インター ガーデン	往41.1km 復41.1km	51日	102回		路線定期運行	①	「久居総合支所前」 停留所にて 榑原線と接続	③
	津市	(5) 芸濃北ルート(5)	長徳寺	中町	芸濃総合支所	往18.2km 復18.2km	154日	539回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(6) 芸濃南ルート(6)	長徳寺	中町、 市場	芸濃総合支所	往22.4km 復22.4km	154日	385回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(7) 芸濃南ルート(7)	北畑	中町、 市場	芸濃総合支所	往28.9km 復28.9km	154日	154回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(8) 清水ヶ丘・戸島・棕本ルート(8)	芸濃総合支所	曾根橋	清水ヶ 丘団地	往16.7km 復16.7km	154日	462回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	津市	(9) 妙法寺・野口・棕本ルート(9)	芸濃総合支所	曾根橋	安濃総合支所	往22.5km 復22.5km	154日	462回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	三重交通(株)	(10) 久居北・片田・高茶屋ルート(1)	久居駅東口	久居インターガーデン	片田団地	往19.6km 復19.6km	154日	616回		路線定期運行	①	「片田団地」 停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(11) 久居南・雲出ルート(2)	三重中央医療センター	久居インターガーデン、 新家	イオン モール 津南	往 16.6km 復 16.9km	154日	616回		路線定期運行	①	「イオンモール津南」 停留所にて津三雲線、 香良洲線及び久居 高茶屋線と接続	③
	三重交通(株)	(12) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(3)	美里総合支所	忠盛塚	榑原口	往32.0km 復32.0km	154日	462回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(13) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(4)	美里総合支所	忠盛塚	美里総合支所	往27.6km 循環	154日	154回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(14) 長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支所、 稲葉口	榑原口	往16.4km 復 km	154日	308回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(15) 長野・榑原ルート(6)	榑原口	稲葉口	平木	往 km 復25.7km	154日	308回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて長野 線、「榑原口」停留所 にて榑原線と接続	③

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	津市
-------	----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	136,975
交通不便地域等	2,613

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,613	美杉地域(竹原地区、八知地区、八幡地区、多気地区及び下之川地区)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
第2次津市地域公共交通網形成計画	令和2年3月31日	

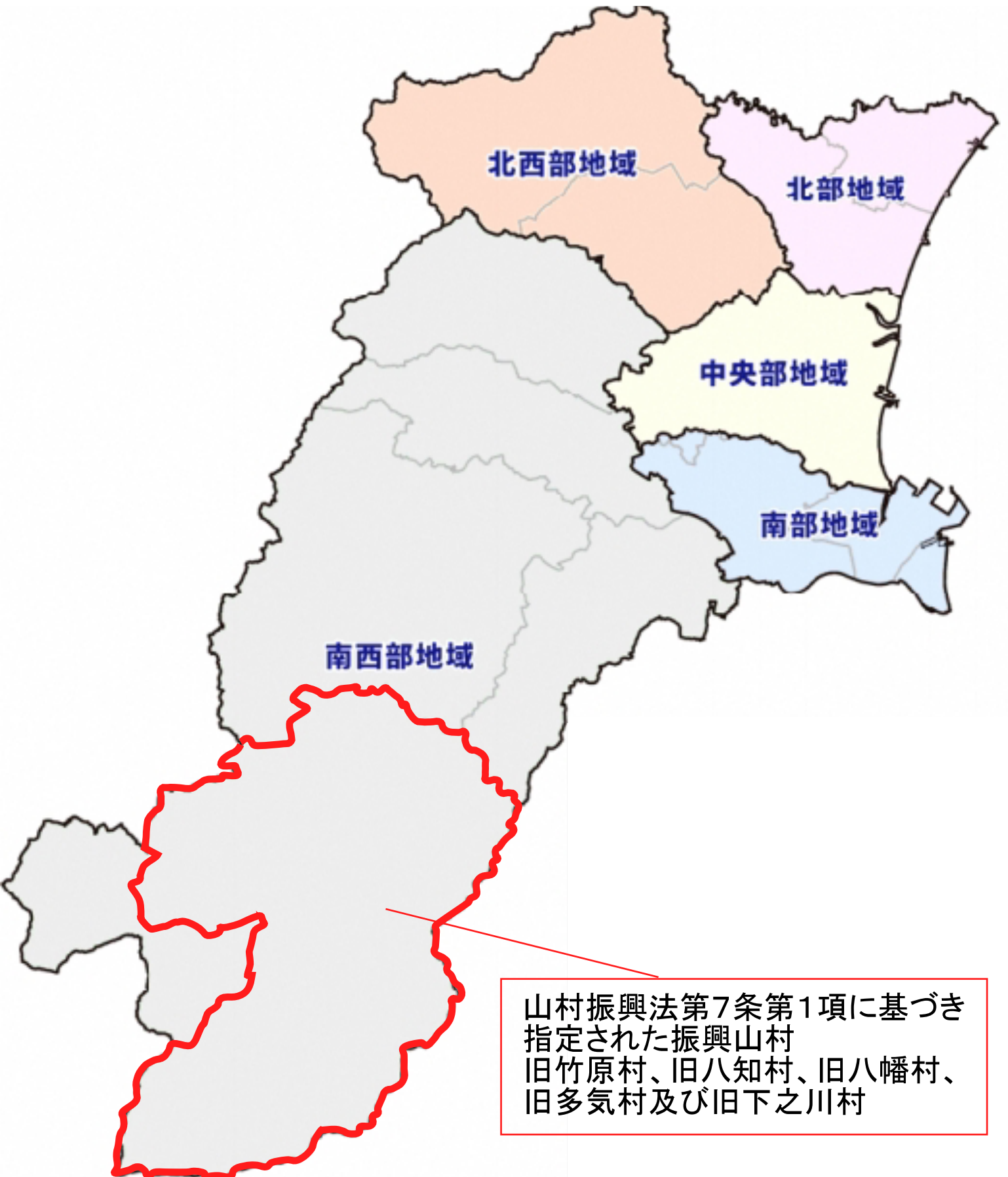
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

交通不便地域

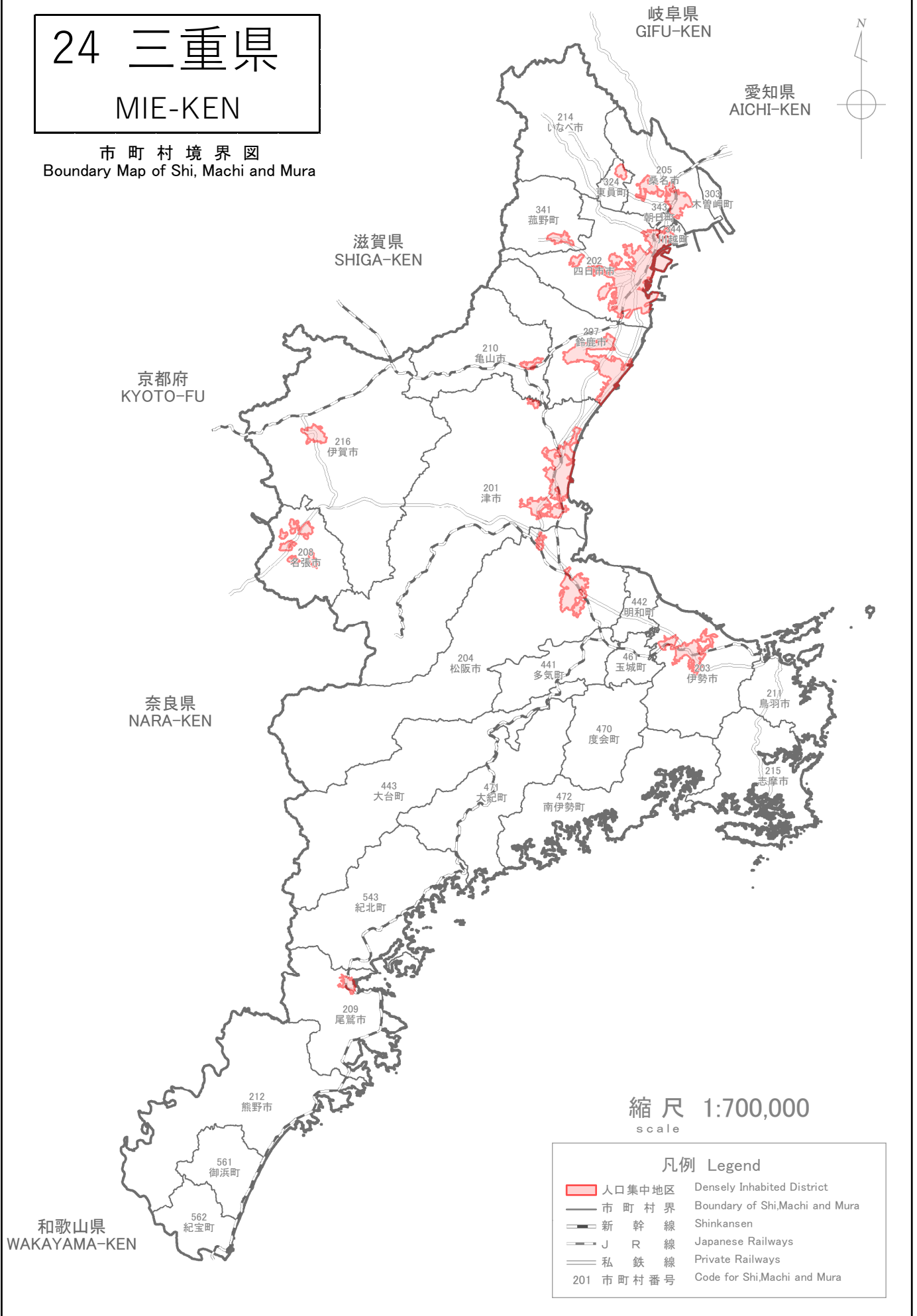


山村振興法第7条第1項に基づき
指定された振興山村
旧竹原村、旧八知村、旧八幡村、
旧多気村及び旧下之川村

24 三重県

MIE-KEN

市町村境界図
Boundary Map of Shi, Machi and Mura



津市コミュニティバス運行変更まとめ

地域	令和3年度				令和4年度		
	令和3年4月1日～	令和3年7月1日～	令和3年11月30日～	令和4年1月25日～	令和4年7月1日～	令和4年12月1日～	令和5年10月1日～ (承認済みのもの)
久居	第2次津市地域公共交通網形成計画の津市コミュニティバスの再編の方向性に基づき、津市コミュニティバス等を再編	・久居南・雲出ルート 「プライスカット久居元町店」停留所の移設及び運行路線の廃止		・久居西循環ルート 「落合橋」停留所を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・久居南・雲出ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「雲出池田」停留所を移設し、「池田集会所」に停留所名を変更。 ②「須ヶ瀬」と「高橋」間の運行順路の変更 ③「プライスカット久居元町店」停留所名の名称を「プライスカット久居元町店前」に変更 ④買い物時間確保のため運行時刻を変更 ・久居西循環ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「新地北」停留所を追加 ②安全な運行とするため運行路線を変更 ③「稲葉ふれあい会館」停留所の名称を「上稲葉」に変更 ④運行時間にゆとりをもたせるため、また、乗り継ぎ可能な便を増やすため、運行時刻を変更 		<ul style="list-style-type: none"> ・久居南・雲出ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「プライスカット久居元町店前」停留所名の名称を「スギ薬局久居元町店前」に変更 ②「新家」停留所名の名称を「桃園駅東」に変更 ・久居西循環ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「大谷池」停留所を追加 ②「久居総合支所前」停留所の名称を「久居総合支所前（久居駅西口）」に変更 ③停留所を追加したため、運行時刻を変更
河芸		<ul style="list-style-type: none"> ・河芸循環ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「影重北」-「一色中央」停留所間の運行路線を変更 ②全時間帯「ほほえみセンター」停留所へ運行 ・河芸南・一身田・白塚循環ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「吉田クリニック前」停留所を追加 ②「かわきた苑」停留所を移設 					
芸濃							<ul style="list-style-type: none"> ・芸濃北ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「イオンタウン芸濃」-「芸濃総合支所」停留所間の運行路線を変更 ②買い物時間にゆとりをもたせるため運行時刻を変更 ・芸濃南ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「イオンタウン芸濃」-「芸濃総合支所」停留所間及び「岡本」-「団地南」停留所の運行路線を変更 ②「市場公民館」停留所を追加 ③「青木団地」停留所を追加 ④買い物時間にゆとりをもたせるため運行時刻を変更 ⑤「南山東」「南山西」停留所の運行を1便から3.5便に変更
美里		<ul style="list-style-type: none"> ・穴倉・辰水・忠盛塚ルート 「片田長谷」停留所を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・穴倉・辰水・忠盛塚ルート 「湯の瀬」停留所を休止し、「榊原口」停留所を利用できるよう一部運行路線を延伸 ・長野・榊原ルート 「湯の瀬」停留所を休止し、「榊原口」停留所を利用できるよう一部運行路線を延伸 		<ul style="list-style-type: none"> ・穴倉・辰水・忠盛塚ルート 「五百野」停留所の移設 ・長野・榊原ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「五百野」停留所の移設 ②「稲葉ふれあい会館」停留所の名称を「上稲葉」に変更 		<ul style="list-style-type: none"> ・長野・榊原ルート 「湯の瀬」停留所及び運行路線の廃止
安濃							<ul style="list-style-type: none"> ・清水ヶ丘団地・戸島・椋本ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「イオンタウン芸濃」-「芸濃総合支所」停留所間の運行路線を変更 ②買い物時間にゆとりをもたせるため運行時刻を変更 ③運行順路の変更 ・妙法寺・野口・椋本ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「イオンタウン芸濃」-「芸濃総合支所」停留所間の運行路線を変更 ②「安濃聖母の家前」停留所の移設 ③買い物時間にゆとりをもたせるため運行時刻を変更 ④運行順路の変更
一志						<ul style="list-style-type: none"> ・一志東・伊勢中川駅ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「一志ささベクリニック」停留所を追加 ②「トレーニングジムan」停留所を追加 ③安全な運行とするため運行路線を変更 ④停留所の追加により運行時刻を変更 ・一志西循環ルート <ol style="list-style-type: none"> ①「一志ささベクリニック」停留所を追加 ②安全な運行とするため運行路線を変更 ③運行時間にゆとりをもたせるため、運行時刻を変更 	
白山							
美杉							

コミュニティバス

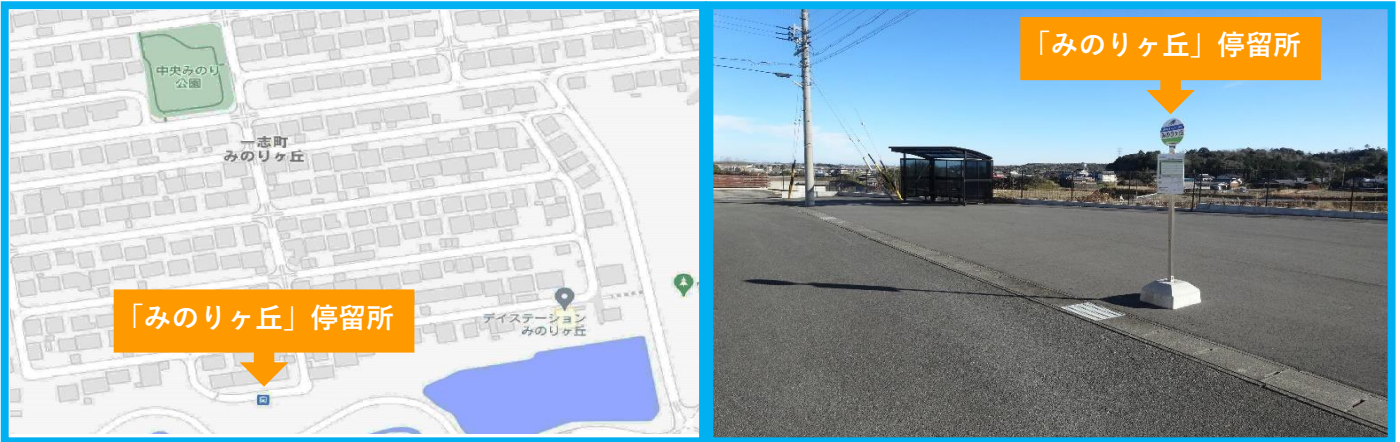
【別紙3】

に乗って出かけよう！

問い合わせ 一志総合支所地域振興課 ☎293-3000 交通政策課 ☎229-3289

川合地区では、津市コミュニティバス「一志東・伊勢中川駅ルート」が運行しており、1乗車200円でご利用いただけます（裏面の料金表をご確認ください）。
以下のような方法で商業施設等へ行くことができますので、ぜひご活用ください。

<活用例> 「一志東・伊勢中川駅ルート」（月・水・土のみ運行）



(地図データ：Google, ©2023 日本)

「みのりヶ丘」から

「ぎゅーとら一志店」へ
行きたい！

出発時間	到着時間
8:14	8:38
10:16	10:40
13:07	13:31
15:52	16:16

<降車場所>



「ピアゴ」へ
行きたい！

出発時間	到着時間
9:15	9:38
11:44	12:07
14:54	15:17

<降車場所>



「伊勢中川駅東口」へ
行きたい！

出発時間	到着時間
9:15	9:42
11:44	12:11
14:54	15:21

<降車場所>



利用料金

区分	料金
中学生以上	200円
小学生	100円
乳幼児	無料

※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
 ※シルバーエミカの提示により無料



シルバーエミカとは？

市内在住の65歳以上の人を対象に交付している津市オリジナルの交通系ICカードです。
 市本庁舎1階高齢福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課）で発行できます。

時刻表

【往】

バス停留所名	月・水・土曜日			
伊勢中川駅東口	...	9:50	12:41	15:26
嬉野中川新町2丁目	...	9:51	12:42	15:27
ピアゴ	...	9:53	12:44	15:29
ココカラファイン嬉野店	...	9:56	12:47	15:32
嬉野宮古	...	9:58	12:49	15:34
嬉野平生	...	10:00	12:51	15:36
片野集会所	8:00	10:02	12:53	15:38
姫路集会所	8:03	10:05	12:56	15:41
虹が丘集会所	8:06	10:08	12:59	15:44
トレーニングジムan	8:08	10:10	13:01	15:46
小山台地	8:09	10:11	13:02	15:47
小山	8:11	10:13	13:04	15:49
みのりヶ丘	8:14	10:16	13:07	15:52
コスモスクリニック	8:17	10:19	13:10	15:55
川合文化会館	8:19	10:21	13:12	15:57
JAC川合支店	8:20	10:22	13:13	15:58
西川原集会所	8:22	10:24	13:15	16:00
◎川合高岡駅	8:24	10:26	13:17	16:02
●一志総合支所	8:26	10:28	13:19	16:04
一志郵便局	8:28	10:30	13:21	16:06
一志ささベクリニック	8:32	10:34	13:25	16:10
マックスバリュ一志店	8:35	10:37	13:28	16:13
ぎゅーとら一志店	8:38	10:40	13:31	16:16
関口整形外科	8:40	10:42	13:33	16:18
とことめの里一志	8:41	10:43	13:34	16:19

【復】

バス停留所名	月・水・土曜日			
とことめの里一志	8:49	11:18	14:28	16:29
関口整形外科	8:50	11:19	14:29	16:30
ぎゅーとら一志店	8:52	11:21	14:31	16:32
一志郵便局	8:55	11:24	14:34	16:35
一志ささベクリニック	8:59	11:28	14:38	16:39
マックスバリュ一志店	9:02	11:31	14:41	16:42
●一志総合支所	9:04	11:33	14:43	16:44
◎川合高岡駅	9:06	11:35	14:45	16:46
西川原集会所	9:07	11:36	14:46	16:47
JAC川合支店	9:09	11:38	14:48	16:49
川合文化会館	9:10	11:39	14:49	16:50
コスモスクリニック	9:12	11:41	14:51	16:52
みのりヶ丘	9:15	11:44	14:54	16:55
小山	9:17	11:46	14:56	16:57
小山台地	9:20	11:49	14:59	17:00
トレーニングジムan	9:21	11:50	15:00	17:01
虹が丘集会所	9:23	11:52	15:02	17:03
姫路集会所	9:26	11:55	15:05	17:06
片野集会所	9:29	11:58	15:08	17:09
嬉野平生	9:31	12:00	15:10	...
嬉野宮古	9:33	12:02	15:12	...
ココカラファイン嬉野店	9:35	12:04	15:14	...
ピアゴ	9:38	12:07	15:17	...
嬉野中川新町2丁目	9:40	12:09	15:19	...
伊勢中川駅東口	9:42	12:11	15:21	...

(乗り継ぎ交通機関) ◎近鉄 ●三重交通

(乗り継ぎバス停)

※津市コミュニティバスでは、利用者の皆さんに安心してご乗車いただけるように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため以下の対策を実施しています。

1. 乗務員の検温
2. 乗務員のマスク着用
3. 乗務員の手洗い・うがいの徹底
4. 車内換気
5. 消毒液の設置

※ご利用の際は、次のとおりご協力をお願いします。

1. 体調が悪い時は外出を控えて下さい
2. 手洗い・消毒を慣行して下さい
3. 必ずマスクを着用して下さい
4. 大きな声での会話は控えて下さい
5. 可能な範囲で距離を取って下さい

津市コミュニティバスにおけるシルバーエミカの利用状況について

【単位：人】

地域	再編前ルート	令和2年度			再編後ルート	令和3年度			令和4年度		
		利用者数	うちシルバーエミカ利用者	シルバーエミカ使用率		利用者数	うちシルバーエミカ利用者	シルバーエミカ使用率	利用者数	うちシルバーエミカ利用者	シルバーエミカ使用率
北部	河芸循環北	3,405	3,039	89.3%	河芸循環(月・土)	1,983	1,828	92.2%	2,149	2,029	94.4%
	河芸循環南	3,133	2,766	88.3%	河芸循環(水)	1,684	1,569	93.2%	2,385	2,187	91.7%
					河芸南・一身田・白塚循環	1,639	1,226	74.8%	2,623	2,084	79.5%
	小計	6,538	5,805	88.8%	小計	5,306	4,623	87.1%	7,157	6,300	88.0%
南部	稲葉	996	853	85.6%	久居北・片田・高茶屋	3,961	2,763	69.8%	4,491	3,172	70.6%
	稲葉ふれあい会館	543	405	74.6%	久居南・雲出	1,586	926	58.4%	2,312	1,602	69.3%
	榊原	833	673	80.8%	久居西循環	853	681	79.8%	802	634	79.1%
	桃園	521	369	70.8%							
	野村	422	217	51.4%							
	小計	3,315	2,517	75.9%	小計	6,400	4,370	68.3%	7,605	5,408	71.1%
北西部(芸濃)	芸濃循環明	1,513	1,469	97.1%	芸濃北	2,828	2,585	91.4%	2,932	2,746	93.7%
	芸濃循環安西	1,181	982	83.1%	芸濃南	2,738	2,558	93.4%	2,965	2,804	94.6%
	芸濃循環雲林院	1,431	1,352	94.5%							
	芸濃循環河内	2,375	2,181	91.8%							
	小計	6,500	5,984	92.1%	小計	5,566	5,143	92.4%	5,897	5,550	94.1%
北西部(安濃)	明合	766	744	97.1%	清水ヶ丘団地・戸島・椋本	2,723	1,736	63.8%	3,334	2,359	70.8%
	安濃	650	500	76.9%	妙法寺・野口・椋本	1,175	980	83.4%	1,633	1,459	89.3%
	草生	1,442	1,321	91.6%							
	小計	2,858	2,565	89.7%	小計	3,898	2,716	69.7%	4,967	3,818	76.9%
南西部(美里)	長野・高宮	2,367	1,626	68.7%	穴倉・辰水・忠盛塚	1,042	805	77.3%	1,381	1,023	74.1%
	辰水	1,986	1,261	63.5%	長野・榊原	1,437	1,292	89.9%	1,152	1,152	100.0%
	小計	4,353	2,887	66.3%	小計	2,479	2,097	84.6%	2,533	2,175	85.9%
南西部(一志)	川合	3,284	3,232	98.4%	一志東・伊勢中川駅	3,180	2,797	88.0%	3,573	3,118	87.3%
	高岡	2,805	2,773	98.9%	一志西循環	1,980	1,829	92.4%	2,568	2,421	94.3%
	小計	6,089	6,005	98.6%	小計	5,160	4,626	89.7%	6,141	5,539	90.2%
南西部(白山)	家城	11,631	1,984	17.1%	八対野・大三	14,628	4,969	34.0%	18,439	5,968	32.4%
	城立・福田山	16,934	6,315	37.3%	福田山・川口・三ヶ野(月・水・金)	2,790	1,497	53.7%	2,691	1,489	55.3%
	白山循環三ヶ野	3,545	2,215	62.5%	福田山・川口・三ヶ野(火・木)	2,008	1,084	54.0%	2,195	1,213	55.3%
	小計	32,110	10,514	32.7%	小計	19,426	7,550	38.9%	23,325	8,670	37.2%
南西部(美杉)	川上	8,107	5,315	65.6%	美杉東	4,231	3,303	78.1%	3,582	2,744	76.6%
	丹生俣	5,447	3,857	70.8%	美杉西	5,601	4,206	75.1%	5,809	4,713	81.1%
	逢坂・飼坂	1,659	1,030	62.1%	美杉南	192	148	77.1%	211	176	83.4%
					美杉循環	1,150	475	41.3%	786	159	20.2%
	小計	15,213	10,202	67.1%	小計	11,174	8,132	72.8%	10,388	7,792	75.0%
合計		76,976	46,479	60.4%	合計	59,409	39,257	66.1%	68,013	45,252	66.5%

生活交通確保維持改善計画

策定日 令和 4 年 5 月 1 3 日

一部変更日 令和 5 年 月 日

(名称) 津市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

津市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(市の概況)

三重県の県庁所在地である津市は、平成 1 8 年 1 月 1 日に 1 0 市町村の合併により誕生し、県内で最も広大な面積 (7 1 1 . 1 8 km²) を有している。

また、津市は県の中心部に位置し、北は鈴鹿市及び亀山市、西は名張市及び伊賀市並びに奈良県、南は松阪市と接しており、東は伊勢湾を臨んでいる。東部には伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 3 0 ~ 5 0 m の丘陵地や台地、西境沿いには 7 0 0 ~ 8 0 0 m の山々が連なり、多様な自然を形成している。

津市では、公共交通網を主に鉄道、海上交通、バス交通により形成している。

鉄道については、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、J R 紀勢本線、J R 名松線、伊勢鉄道があり、市内のみならず、名古屋圏及び大阪圏並びに伊勢方面への移動が可能となっている。

海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ高速船が、運航されている。

バス交通については、津地域、久居地域を中心に一般路線バスが運行されているほか、北部地域、南部地域、北西部地域 (芸濃地域、安濃地域) 及び南西部地域 (美里地域、一志地域、白山地域、美杉地域) を運行の単位として津市コミュニティバスが運行されている。

津市コミュニティバスは、一般路線バスのサービスを楽しむことができない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応する。こ

のため、地域公共交通確保維持事業により、以下の地域を運行する津市コミュニティバス路線を確保・維持する必要がある。

【北部地域】（河芸地域、津地域北部）

当該地域には、千里ヶ丘団地と近鉄千里駅をつなぐ一般路線バスの津太陽の街線及び豊野団地と津駅をつなぐ豊野団地線（自主運行バス）が運行されているものの、ほとんどの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、商業施設や医療機関が集積する千里ヶ丘地区、白塚地区及び一身田地区と各集落をつなぐほか、鉄道等に乗り継ぐことにより、三重大学医学部附属病院といった、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で、欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南部地域】（久居地域、津地域南部・西部）

当該地域には、近鉄久居駅を中心として一般路線バスが運行されているものの、郊外、特に山間部においては、利用が困難となっている地区があることから高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

三重中央医療センターなどの医療機関及び商業施設が集積する久居インターガーデンについては、駅周辺からの一般路線バスはあるものの、郊外から乗り入れているものがなく、津市コミュニティバスによって郊外からこれらの施設を直接利用することが可能となっている。

このほか、一般路線バスで対応できない片田地区及び雲出地区から久居地域の商業施設及び医療機関への移動及び久居地域から津地域南部の大型商業施設への移動について、津市コミュニティバスにて対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは一般路線バスで対応できない移動需要に対応する重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【北西部地域（芸濃地域）】

当該地域には、芸濃地域の椋本地区と津駅や三重会館をつなぐ一般路線バ

スの椋本線及び芸濃地域の安西地区及び雲林院地区と津駅や三重会館をつなぐ安濃線が運行しているほか、椋本地区と亀山駅をつなぐ亀山椋本線（自主運行バス）が運行されているものの、椋本地区並びに安西地区及び雲林院地区を除いた地区、特に山間部において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、医療機関及び商業施設が集積している椋本地区と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、三重大学医学部附属病院といった、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【北西部地域（安濃地域）】

当該地域には、地域南部と近鉄津新町駅や津駅をつなぐ一般路線バスの安濃線及び穴倉線が運行されているものの、ほとんどの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、安濃地域内の医療機関及び商業施設並びに芸濃地域の商業施設と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、より高度な医療機関や津市中心地への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部地域（美里地域）】

当該地域には、主要道路において、近鉄津新町駅や津駅につながる一般路線バスの長野線及び穴倉線が運行されているほか、榊原地区と近鉄久居駅をつなぐ榊原線が運行されているものの、前者は、当該道路の沿線にない多くの集落、特に山間部において利用が困難となっており、後者は榊原地区の全域をカバーしていないことから、高齢者等の移動手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは地域内の医療機関や温泉施設と各集落をつなぐほか、地域内にスーパーマーケットがない当該地域において、一般路線バスに

乗り継ぐことにより、津地域や久居地域の商業施設への移動を可能にするため、地域住民にとって欠くことのできない交通手段となっている。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部地域（一志地域）】

当該地域には、主要道路において、近鉄久居駅につながる一般路線バスの波瀬線及び高野団地線（自主運行バス）が運行されているものの、当該道路の沿線にない多くの集落において、利用が困難となっていることから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、一志総合支所周辺に集中しているスーパーマーケットなどの商業施設及び医療機関と各集落をつなぐほか、一般路線バスに乗り継ぐことにより、三重中央医療センターといった、より高度な医療機関や近鉄久居駅への移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、川合地区から松阪市嬉野地域の中心部の商業施設や医療機関への移動需要についても、津市コミュニティバスにて対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部地域（白山地域）】

当該地域には近鉄大阪線やJR名松線の駅があり、これらの駅から地域外への広域的な移動は可能となっているが、地域内のほとんどの集落において利用可能な公共交通がないことから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、主に一般路線バスが廃止になった区間を運行しており、地域内の医療機関及び商業施設と各集落をつなぐほか、近鉄榊原温泉口駅にて近鉄大阪線に乗り継ぐことにより、広域的な移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、白山高校と近鉄榊原温泉口駅をつなぐことで、高校生の通学需要にも対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段

であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

【南西部地域（美杉地域）】

当該地域の人口は大幅な減少傾向にあり、市内において最も高齢化率が高い。地域内には当該地域と白山地域及び一志地域並びに松阪市とをつなぐＪＲ名松線の駅がある他、太郎生地区と名張市をつなぐ一般路線バス奥津線が運行されているものの、地域内のほとんどの集落において利用可能な公共交通がないことから、高齢者等の交通手段の確保が必要となっている。

津市コミュニティバスは、主に一般路線バスが廃止になった区間を運行しており、津市家庭医療クリニック及び県立一志病院等の医療機関や、白山地域の商業施設と各集落をつなぐほか、ＪＲ名松線に乗り継ぐことにより、広域的な移動を可能にすることから、地域住民の移動手段の確保という点で欠くことのできない交通手段となっている。

このほか、当該地域は桜や紅葉といった観光資源が豊富であり、季節毎のイベントの際には、観光客の移動需要があるため、各季節限定の運行を実施することで津市コミュニティバスが当該需要に対応している。

上記のとおり、当該地域において津市コミュニティバスは重要な交通手段であるため、今後も確保・維持していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

津市コミュニティバスは、運行地域により主として買い物や通院等に利用されるルートもあれば、通勤通学や観光需要への対応を行っているルートもあり、利用実態が大きく異なる。

また、運行実績に基づき、今後の取組を検討する場合についても、さらに利用を促進し地域交通として定着を図るべきルートから、運行規模の縮小や運行形態の見直しを必要とするルートまで、ルート毎に効果的な取組も大きく異なる。

このため、数値目標については、段階的に評価できるよう以下の２つの指標を設定する。

※次期再編時（令和７年度）までは当該目標を基に評価を実施する。

① 運行目標値

現行のルートを、より多くの方に利用いただき、地域交通の１つとして定着させるために、運行目標値として１便当たりの利用者数を３．

5人と定める。

これは、現在新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少傾向にあるが、感染症対策と利用促進により、まずは減少した利用者を取り戻すことを目標とし、下記のとおり算出した。

コミュニティバス 利用者数	令和元年度 (コロナなし)	令和2年度 (コロナあり)	令和元年度 上半期 (コロナなし)	令和2年度 上半期 (コロナあり)	令和3年度 上半期 (コロナあり) (再編後)
	94,452	76,976	47,250	42,697	29,415

令和元年度利用者数 94,452人 ÷ 新ルート年間運行便数 約27,000便 ≒ 1便当たり利用者数 3.5人

【運行目標値】

3.5人/便

② 運行維持基準値

現行のルートを維持する上で達成すべき指標として、運行維持基準値を1便当たりの利用者数を2.0人と定める。

津市コミュニティバスの多くのルートは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けており、運行の維持には当該補助金の活用が必須となっている。このため、指標の設定については当該補助における補助対象基準を参考とし設定する。

(2) 事業の効果

津市コミュニティバス路線は、主に一般路線バス等が運行していない地区や中山間部に位置する地区で運行しており、これらの地区における学生や高齢者等の移動制約者の生活を支える移動手段として重要である。移動需要を把握し、各地域の津市コミュニティバスを維持・改善することにより、これら移動制約者の移動手段の確保及び高齢者等の社会参加の確保や生きがいの創出等の効果があり、更には地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 数値目標の達成状況に応じて実施する事業

① 運行目標値を達成

【1便当たり利用者数 3.5人以上】

地域交通として更に定着するよう事業のPR等の利用促進を継続す

る。(津市)

② 運行維持基準値を達成、運行目標値を未達成

【1 便当たり利用者数 2. 0人以上 3. 5人未満】

運行目標値の達成に向け、利用者の意見を取り入れたルートの改善等を含めた利用促進を実施する。(津市)

③ 運行維持基準値を未達成

【1 便当たり利用者数 1. 0人以上 2. 0人未満】

地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割について協議し、利用促進に合わせて、運行維持基準値の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しについて検討する。(津市)

【1 便当たり利用者数 1. 0人未満】

地域公共交通あり方検討会等において、未達成のルートの現状や地域において担う役割及び定時定路線型のコミュニティバスの運行がふさわしいかについて協議し、運行維持基準値の達成に向けた、減便等の事業の縮小を伴う見直しや地域の需要に見合った新たな公共交通の導入について検討する。(津市)

※1 上記の区分によらず、各ルートがより良いものとなるよう地域の意見等を取り入れながら、適宜、細やかな運行の見直しを実施する。

~~※2 数値目標については、新型コロナウイルス感染症の影響やルートの改善状況を踏まえ、必要に応じて見直しをする。~~

※2 運行維持基準値の達成が新たな公共交通の導入の検討をさまたげるものではない。

(2) 数値目標の達成状況に関わらず実施する事業

○ 新型コロナウイルス感染拡大防止策の実施及び周知 (津市)

津市コミュニティバスにおいて感染拡大防止策を実施するとともに、利用者に守っていただくルールを定め、安心してバスを利用してもらえるように、当該取組を車内並びにホームページ等で紹介する。

○ 津市コミュニティバスの運行変更 (津市)

さらなる利便性の向上のため、地域からの意見や利用実態に応じて、適宜津市コミュニティバスの運行を変更する。

○ 津市コミュニティバス運行変更に伴う周知 (津市)

路線図、時刻表及び乗継案内をまとめた利用促進チラシを沿線各戸に配布するとともに津市ホームページにて路線図、時刻表の情報を掲載する。

- 鉄道や幹線に合わせたダイヤ設定（津市）
主要な駅や停留所での接続に合わせ、随時ダイヤを見直していく。
- 市広報紙（広報津）での意識啓発PR（津市）
バスの日に合わせ、利用啓発の記事を掲載する。
3月のダイヤ改正に合わせ、注意喚起の記事を掲載する。
その他、利用促進の記事を掲載する。
- バス利用者に対して、商業施設で利用できる割引券を配布する等、大型商業施設と連携した利用促進キャンペーンを実施する。
- モビリティマネジメントの実施（津市）
平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用して作成したシステムを活用し、Webを利用したモビリティマネジメントを継続していく。
- 『わたしの時刻表』の発行（津市）
鉄道やバスなどを利用して外出される方を対象に、目的地までの乗継や発着時刻などをまとめた『わたしの時刻表』を発行する。
- 再編により新たに乗り入れたがまだコミュニティバスの存在が認知されていない地区に対し、該当地区からコミュニティバスを利用していける商業施設や医療機関までの案内を具体的なダイヤとともにチラシとして配布し、再度周知する。
- 津市高齢者外出支援事業（津市）
市内に住所を有する65歳以上の方を対象に、三重交通（株）のICカード『エミカ』を活用した『シルバーエミカ』を無償交付し、毎年度2,000円分のポイントを上限として乗車ポイントを付与する。また、提示により津市コミュニティバスの運賃を無料とする。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付のほか、関係資料についても合わせて添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

津市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

補助対象事業者	運行地域
津市	北部地域
	南部地域のうち 「久居西循環ルート」
	北西部地域（芸濃地域）
	北西部地域（安濃地域）
三重交通株式会社	南部地域のうち 「久居北・片田・高茶屋ルート」、 「久居南・雲出ルート」
	南西部地域（美里地域）
	南西部地域（白山地域）のうち 「八対野・大三ルート」
	南西部地域（美杉地域）のうち 「美杉東ルート」、「美杉西ルート」
株式会社一志運輸 (令和4年10月1日～ 令和5年6月30日)、 嬉野タクシー有限公司 (令和5年7月1日～令 和5年9月30日)	南西部地域（一志地域）

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定状況

該当なし（法定協議会が補助対象事業者となる場合に記載が必要な項目）

8. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付

10. 協議会の開催状況と主な議論

(令和3年度津市地域公共交通活性化協議会)

第1回協議会 書面開催

- ・ 令和2年度事業報告及び収支決算報告について
- ・ 津市地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・ 津市コミュニティバスの運行変更について
- ・ 美杉地域における交通空白地有償運送について

第2回協議会 書面開催

- ・ 委員の交代について
- ・ 津市コミュニティバスの運行変更について
- ・ 第2次津市地域公共交通網形成計画に掲げる事業の進捗状況について

第3回協議会 令和4年1月7日開催

- ・ 委員の交代について
- ・ 津市地域公共交通活性化協議会公募委員要領の改正について
- ・ 自主運行バス及び津市コミュニティバスの運行変更について
- ・ 津市地域内フィーダー系統確保維持改善計画に関する事業評価について
- ・ 自主運行バス及び津市コミュニティバス運行事業に係る数値目標の設定について

第4回協議会 令和4年3月22日開催

- ・ 津市コミュニティバスの運行変更について
- ・ 自主運行バス及び津市コミュニティバス運行事業に係る数値目標の設定について
- ・ 令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について

(令和4年度津市地域公共交通活性化協議会)

第1回協議会 令和4年5月13日開催

- ・ 会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について
- ・ 令和3年度事業報告及び収支決算報告について
- ・ 津市地域内フィーダー系統確保維持計画について

第2回協議会 令和4年7月26日開催

- ・ 第2次津市地域公共交通網形成計画に掲げる事業の令和3年度実績に対する評価等について
- ・ 一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業の令和3年度実績に対する評価等について

- ・コミュニティバスの運行変更について

第3回協議会 令和4年12月26日開催

- ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・令和4年度歳出予算に係る予算の流用について
- ・安全対策が必要なバス停留所に対する安全性確保対策の実施状況等について

第4回協議会 令和5年3月14日開催

- ・津市コミュニティバスの運行変更について
- ・令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について

（令和5年度津市地域公共交通活性化協議会）

第1回協議会 令和5年5月17日開催

- ・令和4年度事業報告及び収支決算報告について
- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・自家用有償旅客運送事業の登録更新について
- ・津市コミュニティバスの運行変更について

1.1. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が5人含まれているほか、法定協議会とは別に、各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催しており、各地域の様々な要望や意見等を協議し、必要に応じた運行変更等を行っている。

令和3年度は利用者の意見を反映し、北部地域・南部地域・美里地域のコミュニティバスの運行変更を実施した。

【北部地域】

- ・地域からの要望に応じ、コミュニティバスの路線延長及び停留所の移設。
- ・地域からの要望に応じ、コミュニティバスの路線延長及び停留所の新設。
- ・利用者からの要望に応じ、コミュニティバスの運行時間変更。

【南部地域】

- ・地域からの要望に応じ、停留所の新設。
- ・地域からの要望に応じ、コミュニティバスの路線変更及び停留所の移設。
- ・利用者からの要望に応じ、コミュニティバスの運行時間変更。

【南西部（美里）地域】

- ・地域からの要望に応じ、停留所の新設。

【南西部（一志）地域】

- ・利用者からの要望に応じ、停留所の新設。

12. 協議会メンバーの構成員

別添「令和4年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿」及び「令和5年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿」のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）津市西丸之内 23 番 1 号

（所 属）津市都市計画部交通政策課

（氏 名）一見 沙也香

（電 話）059-229-3289

（E-mail）229-3289@city.tsu.lg.jp

令和5年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿(50音順)
(令和5年4月14日現在)

任期:令和6年3月31日

	氏名	団体名等	規約第4条に基づく組織区分	任期 (始期)
1	アラキ ヤスシ 荒木 康	津市建設部建設政策課長	7 津市の職員	
2	ミヤザキ トシアキ 宮崎 利章	三重県津警察署交通第一課長	7 三重県公安委員会の職員	R5.3.13
3	イトウ ヨシユキ 伊藤 好幸	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	
4	オオニシ ヒロユキ 大西 弘幸	三重県津建設事務所総務・管理室管理課長	7 三重県の職員	
5	カワバタ クニヒロ 川端 邦裕	三重交通株式会社中勢営業所所長	2 一般乗合旅客自動車運送事業者	
6	カワムラ サトシ 川村 聡	三重県津南警察署交通課長	7 三重県公安委員会の職員	
7	オグロ トシカツ 小黒 敏克	津市自治会連合会	4 住民又は地域公共交通の利用者	R5.4.14
8	キノシタ ケンゴ 木下 健吾	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	
9	タカハシ カツノリ 高橋 克典	三重交通労働組合中勢支部支部長	6 一般旅客自動車運送事業者の 運転手が組織する団体	
10	タケダ オサム 竹田 治	地域公共交通コーディネーター	8 その他協議会が必要と認める者	
11	タニヤマ アキラ 谷山 昭	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	
12	ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校 総合システム工 学科(都市環境)教授	1 学識経験のある者	
13	ナカムラ コウイチ 中村 光一	津市社会福祉協議会	4 住民又は地域公共交通の利用者	
14	ニシヤマ ミエ 西山 実江	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	
15	フジタ ユウイチ 藤田 雄一	三重県地域連携・交通部交通政策課長	7 三重県の職員	R5.4.1
16	マエバ コウジ 前業 光司	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	5 運輸支局長の指名する者	
17	マツモト ユキマサ 松本 幸正	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	1 学識経験のある者	
18	ミヤザキ キヨシ 宮崎 清	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者	
19	ミヤタ マサシ 宮田 雅司	津市都市計画部長	7 津市の職員	
20	ムラタ トモカズ 村田 友和	一般社団法人三重県タクシー協会津支部長	3 一般旅客自動車運送事業者の団体	

令和4年度津市地域公共交通活性化協議会構成員名簿(50音順)
(令和4年4月1日現在)

任期:令和6年3月31日

	氏名	団体名等	規約第4条に基づく組織区分
1	アラキ ヤスシ 荒木 康	津市建設部建設政策課長	7 津市の職員
2	イトウ トモヤス 伊藤 智泰	三重県津警察署交通第一課長	7 三重県公安委員会の職員
3	イトウ ショウキ 伊藤 好幸	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者
4	オオニシ ヒロユキ 大西 弘幸	三重県津建設事務所総務・管理室管理課長	7 三重県の職員
5	カワバタ クニヒロ 川端 邦裕	三重交通株式会社中勢営業所所長	2 一般乗合旅客自動車運送事業者
6	カワムラ サトシ 川村 聡	三重県津南警察署交通課長	7 三重県公安委員会の職員
7	キシノ カツオ 岸野 隆夫	津市自治会連合会副会長	4 住民又は地域公共交通の利用者
8	キノシタ ケンゴ 木下 健吾	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者
9	タカハシ カツリ 高橋 克典	三重交通労働組合中勢支部支部長	6 一般旅客自動車運送事業者の 運転手が組織する団体
10	タケダ オサム 竹田 治	地域公共交通コーディネーター	8 その他協議会が必要と認める者
11	タニヤマ アキラ 谷山 昭	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者
12	ナカヒラ ヤスユキ 中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校 総合システム 工学科(都市環境)教授	1 学識経験のある者
13	ナカムラ コウイチ 中村 光一	津市社会福祉協議会	4 住民又は地域公共交通の利用者
14	ニシヤマ ミヅ 西山 美江	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者
15	ハダ アヤノ 羽田 綾乃	三重県地域連携部交通政策課長	7 三重県の職員
16	マエバ コウジ 前葉 光司	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	5 運輸支局長の指名する者
17	マツモト ユキマサ 松本 幸正	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	1 学識経験のある者
18	ミヤザキ キヨシ 宮崎 清	津市地域公共交通活性化協議会公募委員	4 住民又は地域公共交通の利用者
19	ミヤタ マサシ 宮田 雅司	津市都市計画部長	7 津市の職員
20	ムラタ トモカズ 村田 友和	一般社団法人三重県タクシー協会津支部長	3 一般旅客自動車運送事業者の団体

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
津市 (R4.10.1 ～ R5.9.30)	津市	(1) 河芸循環ルート(1)	河芸総合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅	河芸総合支所	往24.6km 循環	103日	721回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(2) 河芸循環ルート(2)	河芸総合支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅、 千里ヶ丘公民館	河芸総合支所	往26.6km 循環	52日	364回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(3) 河芸南・一身田・白塚循環ルート(3)	河芸総合支所	白塚駅西、 近鉄豊津上野駅、 北部市民センター前	河芸総合支所	往22.2km 循環	153日	1224回		路線定期運行	①	「北部市民センター前」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(4) 久居西循環ルート(4)	久居総合支所前	榑原口	久居インター ガーデン	往41.1km 復41.1km	51日	102回		路線定期運行	①	「久居総合支所前」 停留所にて 榑原線と接続	③
	津市	(5) 芸濃北ルート(5)	長徳寺	中町	芸濃総合支所	往18.1km 復18.1km	153日	612回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(6) 芸濃南ルート(6)	長徳寺	中町、 市場	芸濃総合支所	往20.4km 復20.4km	155日	465回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(7) 芸濃南ルート(7)	北畑	中町、 市場	芸濃総合支所	往29.1km 復29.1km	155日	155回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(8) 清水ヶ丘・戸島・棕本ルート(8)	芸濃総合支所	曾根橋	安濃総合支所	往22.5km 復22.5km	153日	612回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	津市	(9) 妙法寺・野口・棕本ルート(9)	芸濃総合支所	曾根橋	安濃総合支所	往24.4km 復24.4km	155日	620回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	三重交通(株)	(10) 久居北・片田・高茶屋ルート(1)	久居駅東口	久居インターガーデン	片田団地	往19.6km 復19.6km	153日	612回		路線定期運行	①	「片田団地」 停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(11) 久居南・雲出ルート(2)	三重中央医療センター	久居インターガーデン、 新家	イオンモール津南	往 16.6km 復 16.5km	155日	620回		路線定期運行	①	「イオンモール津南」 停留所にて津三雲線、 香良洲線及び久居 高茶屋線と接続	③
	三重交通(株)	(12) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(3)	美里総合支所	忠盛塚	榑原口	往32.0km 復32.0km	155日	465回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(13) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(4)	美里総合支所	忠盛塚	美里総合支所	往27.6km 循環	155日	155回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(14) 長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支所、 稲葉口	榑原口	往16.4km 復 km	153日	306回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通(株)	(15) 長野・榑原ルート(6)	榑原口	稲葉口	平木	往 km 復25.7km	153日	306回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて長野 線、「榑原口」停留所 にて榑原線と接続	③

	三重交通(株)	(16) 八対野・大三ルート(7)	榑原車庫前	榑原温泉口駅	一志病院	往14.4km 復 km	359日	179.5回		路線定期運行	①	「榑原車庫前」停留所にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(17) 八対野・大三ルート(8)	榑原車庫前	榑原温泉口駅、グリーンタウン	一志病院	往16.6km 復16.6km	359日	359回		路線定期運行	①	「榑原車庫前」停留所にて榑原線と接続	③
	三重交通(株)	(18) 美杉東ルート(9)	丹生俣	伊勢竹原駅前	一志病院	往27.1km 復 km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(19) 美杉東ルート(10)	伊勢奥津駅前	伊勢竹原駅前、家城駅前、一志病院	マックスバリュ(川口店)	往31.9km 復 km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(20) 美杉東ルート(11)	一志病院	伊勢竹原駅前、家城駅前	伊勢奥津駅前	往 km 復26.5km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(21) 美杉東ルート(12)	マックスバリュ(川口店)	伊勢竹原駅前、一志病院、家城駅前	丹生俣	往 km 復31.3km	154日	154回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(22) 美杉西ルート(13)	川上	敷津、竹原	一志病院	往32.8km 復 km	154日	77回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(23) 美杉西ルート(14)	川上	比津、竹原、一志病院	マックスバリュ(川口店)	往27.1km 復27.2km	154日	231回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(24) 美杉西ルート(15)	川上	比津、竹原	一志病院	往23.3km 復23.4km	154日	231回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
	三重交通(株)	(25) 美杉西ルート(16)	マックスバリュ(川口店)	敷津、竹原、一志病院	川上	往 km 復37.0km	154日	77回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
津市 (R4.10.1 ～ R5.6.30)	(株)一志運輸	(26) 一志東・伊勢中川駅ルート(1)	伊勢中川駅東口	川合高岡駅	とことめの里一志	往16.6km 復16.0km	115日	345回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
	(株)一志運輸	(27) 一志東・伊勢中川駅ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里一志	往 12.0km 復 11.4km	115日	115回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
	(株)一志運輸	(28) 一志西循環ルート(3)	とことめの里一志	川合高岡駅	とことめの里一志	往21.8km 循環	114日	912回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
津市 (R5.7.1～ R5.9.30)	嬉野タクシー(有)	(26) 一志東・伊勢中川駅ルート(1)	伊勢中川駅東口	川合高岡駅	とことめの里一志	往16.6km 復16.0km	40日	120回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
	嬉野タクシー(有)	(27) 一志東・伊勢中川駅ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里一志	往 12.0km 復 11.4km	40日	40回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
	嬉野タクシー(有)	(28) 一志西循環ルート(3)	とことめの里一志	川合高岡駅	とことめの里一志	往21.8km 循環	39日	312回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

地域公共交通確保維持改善事業の概要(地域内フィーダー系統補助)

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内バス交通・デマンド交通の運行について支援する国の補助制度

1 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

2 補助対象経費

補助対象系統に係る経常経費から経常収益を控除した額の1/2

【実績】

年度	補助額(千円)
令和2年度	23,130
令和3年度	23,130
令和4年度	20,037

3 主な補助要件

補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること

4 計画策定から事業評価までの流れ

(令和6年度事業)

